

## 佐賀県告示第 308 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
カイドー薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺 2754 番地 6	令和 2 年 9 月 30 日
カイドー薬局好生堂店	佐賀市川副町大字犬井道 625 番地 2	〃
株式会社大賀薬局基山店	三養基郡基山町大字宮浦 343 番地 4	〃
うらのさき薬局	伊万里市山代町立岩 390 番地 10	令和 2 年 10 月 25 日
乗富医院	佐賀市長瀬町 3 番 15 号	令和 2 年 10 月 31 日